

# 定 款

## ブロードマインド株式会社

作成	平成 13 年 12 月 10 日
公証人認証	平成 13 年 12 月 18 日
会社設立	平成 14 年 1 月 9 日
改訂	平成 14 年 9 月 5 日
改訂	平成 15 年 2 月 14 日
改訂	平成 16 年 1 月 26 日
改訂	平成 16 年 12 月 22 日
改訂	平成 17 年 3 月 31 日
改訂	平成 17 年 4 月 21 日
改訂	平成 18 年 2 月 28 日
改訂	平成 19 年 1 月 30 日
改訂	平成 19 年 6 月 29 日
改訂	平成 19 年 8 月 16 日
改訂	平成 20 年 6 月 27 日
改訂	平成 20 年 8 月 28 日
改訂	平成 20 年 9 月 30 日
改訂	平成 22 年 6 月 28 日
改訂	平成 23 年 6 月 30 日

改訂	平成 24 年 6 月 29 日
改訂	平成 25 年 6 月 27 日
改訂	平成 27 年 2 月 6 日
改訂	平成 29 年 3 月 15 日
改訂	令和元年 6 月 27 日
改訂	令和 2 年 6 月 26 日
改訂	令和 2 年 12 月 11 日
改訂	令和 2 年 12 月 15 日
改訂	令和 4 年 6 月 29 日
改訂	令和 5 年 6 月 29 日

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

当社は、ブロードマインド株式会社と称する。英文では **Broad-Minded Co., Ltd.** と表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 法人・組合・団体等に対する保険会社等を活用した再保険・共済制度導入の指導及びそれらに関する事務受託業務
2. 再保険に関するコンサルタント業務
3. 保険契約の管理に関する事務受託業務
4. ファイナンシャルプランニングにかかるコンサルティング業務
5. 経営コンサルティング業務
6. 保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋及び支援
7. 損害保険代理店業
8. 生命保険の募集に関する業務
9. 少額短期保険業の代理及び媒介
10. 金融商品仲介業
11. 金融機関の住宅ローン事務代行
12. 銀行代理業
13. 宅地建物取引業
14. 労働者派遣業
15. 有料職業紹介業
16. 確定拠出年金プランニングに関する業務
17. コールセンター事業
18. 投資助言・代理業
19. 不動産投資顧問業
20. 信託契約代理業
21. 遺産整理、成年後見制度、相続対策に関するコンサルティング業務
22. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
23. 不動産特定共同事業
24. アプリケーションソフトウェアの企画、開発、制作、販売、運営及び管理
25. 商品・サービスの企画、開発、販売及びそれらの代行
26. 金融教育業
27. 電気通信事業
28. ポータルサイト、メディア運営業

- 29. 第二種金融商品取引業
- 30. 結婚相談業、婚活関連事業
- 31. 国内及び国外の企業に対する投資
- 32. 前各号に付帯する一切の業務

#### 第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

#### 第4条 (公告の方法)

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

#### 第5条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、**18,280,000**株とする。

#### 第6条 (自己株式の取得)

当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

#### 第7条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、**100**株とする。

#### 第8条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第**189**条第**2**項各号に掲げる権利
2. 会社法第**166**条第**1**項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

#### 第9条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

#### 第10条（株式取扱規程）

当会社の株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

#### 第11条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とするすることができる。

### 第3章 株主総会

#### 第12条（招集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

#### 第13条（招集者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

#### 第14条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

#### 第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

#### 第17条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

### 第4章 取締役および取締役会

#### 第18条（取締役会の設置）

当会社は取締役会を置く。

#### 第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、9 名以内とする。

#### 第20条（取締役の選任）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

#### 第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

#### 第22条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議

長となる。

#### 第23条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意ある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

#### 第24条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

#### 第25条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### 第26条（取締役会の決議の省略）

当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

#### 第27条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

#### 第28条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

#### 第29条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第30条（相談役および顧問）

取締役会の決議により、相談役または顧問を置くことができる。

### 第31条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

### 第32条（監査役会の設置）

当社は、監査役会を置く。

### 第33条（監査役の員数）

当社の監査役は、3 名以内とする。

### 第34条（監査役の選任）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第35条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第36条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### 第37条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 第38条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事

録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

#### 第39条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

#### 第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

#### 第41条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

#### 第42条（会計監査人）

当社は会計監査人を置く。

#### 第43条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

#### 第44条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

#### 第45条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

**第46条（事業年度）**

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

**第47条（期末配当金）**

当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

**第48条（中間配当金）**

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

**第49条（配当金の除斥期間）**

配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には利息をつけない。